

渋川市優良工事等表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、渋川市が発注する建設工事を優秀な施工技術によって施工した建設業者等を表彰することにより、施工意欲を高め、また、施工技術の向上を奨励し、公共工事の品質確保を図るため、優良建設工事等（以下「優良工事」という。）の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 優良工事の表彰を行う対象工事は、表彰を行う前年度に完成したもののうち、請負代金額が500万円以上の建設工事とする。ただし、特に優秀と認めるものはこの限りでない。

(表彰)

第3条 優良工事の表彰は、市長が行うものとする。

2 表彰は、優良工事の施工業者及び主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）とする。

(表彰の種類)

第4条 表彰は、次の区分によって行うものとする。

- (1) 優良建設工事表彰
- (2) 優良施工管理表彰
- (3) 優良施工業者表彰

(表彰の基準)

第5条 第4条の規定で定める表彰区分の表彰基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 優良建設工事表彰
適正な施工管理及び施工技術によって工事を完成させ、その出来形及び品質が優良で他の模範となる施工業者
- (2) 優良施工管理表彰
前号の表彰を受ける当該工事の主任技術者等
- (3) 優良施工業者表彰
第4条第1号の表彰を連続3回受賞した施工業者

(優良工事の内申)

第6条 主務課長は、第2条に規定する優良工事と認められるものがあるときは、優良工事内申書（様式第1号）により市長に内申するものとする。

(表彰審査会の設置)

第7条 優良工事の施工業者等を選考するため、渋川市優良工事等表彰審査会（以下

「表彰審査会」という。)を設置するものとする。

(表彰審査会の組織等)

第8条 表彰審査会は、渋川市建設工事入札審査会の組織をもって構成する。

2 表彰審査会は、委員長の招集により、委員の半数以上の出席をもって開催する。

3 表彰審査会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(優良工事の審査)

第9条 表彰審査会は、第6条の規定に基づく事項の調査及び審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(表彰者の決定)

第10条 市長は、表彰審査会の審査結果に基づき、優良工事の表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、次の方法による。

(1) 施工業者には、表彰状及び記念品を授与する。

(2) 主任技術者等には、感謝状及び記念品を授与する。

2 表彰は、毎年度1回行うものとし、その時期は、市長が定める。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

渋川市優良工事等表彰審査細則

この細則は、「渋川市優良工事等表彰実施要領」の審査に関する一定の基準を示すものとする。

第1条 実施要領第4条に規定する優良工事は、次に該当する建設工事を審査の対象とする。

- (1) 工事成績採点表における評定点の合計が80点以上である建設工事
- (2) 工事成績採点表におけるすべての評定が75点以上で、主務課長が特に優良と認められる建設工事

第2条 次の事項に該当する者は、審査の対象にしないものとする。

- (1) 渋川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条の規定により、表彰を行う前年度及び当該年度に指名停止処分を受けた者
- (2) 工事成績採点表で、評定点合計が65点未満の工事成績がある者
- (3) 受注者の責めにより、遅延工事扱いに該当した者
- (4) 建設工事等において、不適切な施工実施計画等により公共物等を破壊したことがある者
- (5) その他表彰の対象に適さない行為のあった者

様式第1号

優良工事内申書

年 月 日

渋川市長様

課名
課長名



下記の工事を優良工事としたいので内申します。

工事名		工事場所	
請負業者名		主任・監理 技術者名	
請負代金額	円	完成検査日	年 月 日
工期	着工 年 月 日	完成 年 月 日	
工事概要			
内申理由			

※選考評定基準	評定点 (点)	監督員 総括職員 完成検査員	点 点 点
	細則等について	有 () 無	

※選考評定基準については契約検査課で記入します。

※添付するもの (位置図・平面図・主要構造図・完成写真)